

## 安八町告示第68号

### 安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年4月16日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年 6月15日

安八町監査委員 清 伸二

記

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

[REDACTED]

##### 2 請求書の受付

平成30年4月16日

##### 3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。

なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、以下のタクシー使用の件に関し、

1 平成29年4月18日に行われた西南濃町村議会議長会が公務であると認定されるのであれば安八町議会議長と思われる者が平成29年4月18日に利用した栗屋から安八経由、輪之内までのタクシ一代のうち安八から輪之内までのタクシ一代（6,820円[栗谷から安八経由、輪之内までのタクシ一代]から3,140円[南今ヶ渕から栗屋までのタクシ一代]を引いた3,680円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

2 平成29年4月18日に行われた西南濃町村議会議長会が懇親会であると判断された場合、安八町議会議長と思われる者が平成29年4月18日に利用した南今ヶ渕から栗屋までのタクシ一代（3,140円）と栗屋から安八経由、輪之内までのタクシ一代（6,820円）の計9,960円のタクシ一代を補填するために必要な

措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成29年4月18日、タクシーチケット  
(南今ヶ渕～栗屋、栗屋～安八～輪之内)

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は議会事務局に係る公金の支出に関するものであることから、「自己の従事する業務に直接利害関係のある事件」にあたるとして、山中美恵子監査委員は法第199条の2の規定により、本件監査から除斥とした。

## 第3 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年4月24日に清伸二監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年5月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、5月7日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査対象事項等

- (1) 監査を行うにあたって実質的な内容を検討するに先立ち、法第242条の要件に係る判断をすることとした。
- (2) 住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

そして、法第242条第1項では、『普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な公金の支出等があると認める

きは、これらを証する書面を添え』るべきことを定めている。

当該条項が、監査請求について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証する書面を添えることを求めている趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止しようとするところにあるから、

「証する書面」については、当該行為が違法であることを証明するに足りる証拠である必要はないものの、監査を求めている根拠として一定の事実があることを示す書面であることを要すると解される（大阪高判平成17年5月12日（平成16年（行コ）第107号違法公金支出金返還請求公訴事件）参照）。

(3) 本件についてこれをみるに、事実証明書1及び事実証明書2から読み取れることは、客観的に見て、当該日時にタクシーチケットが使用され、それに対して公金の支出がされた事実のみであって、タクシーチケットの使用目的や使用方法の違法性又は不当性を具体的に推認させる事情はない。すなわち、同本件請求の事実証明書1及び同2から読み取れる事実のみでは、客観的に見て、監査を求めている根拠として一定の事実があることを示す書面があると判断することができない。

## 第5 監査の結論

請求人の請求は法第242条第1項に規定されている住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、これを却下する。

## 第6 監査委員の意見

監査を実施しようとした際、本件タクシ一代が違法若しくは不当な公金の支出であるかどうかを証する書面としては、これだけでは判断することはできない。

もっとも、今後、監査請求期間等の要件を満たすことを前提に、一定の事実があることを示す書面等による事実証明書の提出をもって、このタクシ一代が違法若しくは不当な公金の支出であると具体的な主張をした上で、請求人が住民監査請求を行う権利は妨げられないものと考える。